

報告書の要約

指定課題に申請する場合は、右欄に『指定』と記入して下さい。

助成番号	研究開発テーマ名	欧州諸国の公共工事における入札・契約制度に関する調査研究
平成 18 年 11 月 15 日付 第 06 - 5 号	助成研究者	くにしま まさひこ 国島 正彦 印
	所属	東京大学大学院新領域創成科学研究科 国際協力学専攻

本調査研究は、欧州の先進諸国において、現行の公共工事の執行体制に関してインタビュー調査を行うことで、今後の日本における公共工事の執行体制の在り方や方向性に具体的な方策の提示を行うことを目的として行った。インタビュー調査に際して、研究代表者を団長とし、公共発注者 3 名、通訳 1 名、記録 1 名、補佐 1 名の計 7 名の訪問調査団を結成した。調査行程に関しては、平成 19 年 9 月 15 日から 24 日までの 10 日間を調査期間とし、スイス連邦共和国とドイツ連邦共和国の二カ国を調査対象国とした。具体的な訪問調査先は、チューリッヒ・スイス連邦工科大学、チューリッヒ市当局、ハンブルク港湾公社、ハンブルク市当局、ホッホティーフ社である。各組織でのインタビュー調査は、団員である公共発注者から寄せられた質問事項案と一昨年・昨年度に実施された関連研究の際に作成した質問事項表の二つを基に、主に調査団が質問をし、訪問調査機関の代表者が回答するという形式で日本語およびドイツ語で行われた。団員による質問事項案およびインタビュー調査での質問事項の具体的な内容は談合の有無、施工代金の支払い方法に関わる周辺制度、入札時の受注者の選定方法と選定基準、公共工事を取り巻く調査対象国・訪問調査機関の現状などであった。

本研究の範囲内では、欧州諸国の公共工事の入札・契約システムは透明性と競争性という二つを軸に構築されていることが分かった。入札システムに関しては、現在は一般競争入札が最も多用されているとの結果を得た。これは、一般競争入札が開かれた入札を可能にする方法であり、入札の透明性と競争性を確保するために最も適した方法として根付いていることを意味する。また契約システムに関しては、現金を用いた出来高部分払いが主に採用されているとの回答を得た。この事実が意味するのは、現金での出来高部分払いが公共工事のキャッシュフローの側面の透明性を確保する方法として認められているということである。このような公共工事の執行体制が定着していることの背景として特筆すべきは、発注者と受注者間に対等なパワーバランスが醸成されていることである。その例として、欧州諸国では支払いの際の検査に民間に検査を受注すること公正の観点から全く疑問視がされていないということや、公共工事をめぐる訴訟において発注者側が敗訴するケースもあることなどが挙げられる。本調査では、この官と民との対等な関係性をもってして公共工事の現在の執行体制が形成されたのか、あるいは透明性と競争性を第一に考えた執行体制が先に作られた後、関係者の透明性や競争性に対する意識が向上したのかという問いに対して断定的な結論を出すには至らなかったが、一般競争入札・出来高部分払い・現金での支払いという三つのキーワードが透明性と競争性の体現として機能している欧州の入札・契約システムは、日本が現状課題とする閉鎖的な公共工事の執行システムからの脱却を可能にする一つの「道」ではないかと思われる。

本調査研究のもう一つの成果として、公共工事の執行体制の透明性と競争性という課題を乗り越えたと考えられる欧州諸国の公共工事を取り巻くシステムが、現状の課題として国際競争力に重点を移しているということが分かった。公共工事の執行システムが開かれているということは、単に落札に関わる競争が激化することだけを意味するのではなく、自国の建設業界の国際的な競争力の程度が露呈する機会をも創出する。国際競争力の高さは、建設業界の今後の隆盛を期待するには無視することのできない要素である。インタビュー調査では、透明性と競争性が確保されたシステムを維持しつつ、チューリッヒ市当局やハンブルク港湾公社でのインタビュー調査で、発注者側が入札を通じた自国の建設業界の競争力の促進という課題に積極的に取り組んでいる事例を得る事ができた。

一方で、発注前の工事費用の見積もりに関する積算基準を有している点などはインタビュー調査のなかで日本が有する長所として認められた。透明性の観点から、早急な変革が求められている日本の公共工事の執行体制ではあるが、新たな執行体制の確立に際しては残すべき長所と除去すべき短所の見極めは慎重に行う必要がある。